ごみ出しのルール

みなさんの協力でまちの清潔が保たれています。
ルールを守ってごみを出しましょう。

◇ごみは分別ルールに従い正しく分けてください。

- 「透明」または「半透明」の**45ℓ以下**の袋で、重さは**10kg以下**で、袋の口を結んで出してください。
- 生ごみ以外のごみは、**２袋**または**２束**までにしてください。
- 引越しや片付けなどで**一時的に多量に出たごみ**は、ごみステーションに出せません。
 環境センターまたは安芸クリーンセンターに自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処分（有料）を依頼してください。

◇お住まいの地域の決められたごみステーションに出してください。

- お住まいの地区以外のごみステーションに、ごみを捨てることは禁止されています。

◇品目ごとに決められた収集日に出してください。

- ごみは収集日当日に、**午前８時30分まで**に出してください。



◇事業活動によるごみは収集しません。

- 事業ごみは、事業者の責任において適正に処分してください。

⚠カラスや猫にごみを荒らされないために

ごみステーションの維持管理は、使用するみなさんで行うよう定めているため、
カラスや猫によるごみの散乱被害を未然に防ぐには、みなさん一人ひとりの協力が必要です。



◎生ごみを減らす

- **生ごみを少なく**する工夫や、食べ残しをしないようにしましょう。

◎生ごみの出し方を工夫する。

- 生ごみは、**しっかり水分を切って**、新聞紙などに包んで、外から袋の中の生ごみが見えないようにしましょう。

◎ごみは収集日当日の朝に出す。

- ごみを前日や夜間に出すと、ごみを屋外に放置する時間が長くなります。
 ごみは**収集日当日の朝に**、午前８時30分までに出しましょう。

◎ネットを使用する。

- ネットを使用しているごみステーションでは、ごみ袋は奥から入れて、すき間が無いよう**しっかりネットで覆って**ください。

ごみの不法投棄は犯罪です!!



廃棄物を不法投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方（産業廃棄物の不法投棄を法人が犯した場合は、3億円以下の罰金）が科せられます。
監視カメラ・パトロールによる監視を強化しており、発見次第、警察に通報します。

